

令和7年2月28日

各位

岩手県森林組合連合会

原木納入時に必要な書類について

平素より本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日より改正クリーンウッド法の施行に伴い、素材生産販売事業者（出荷者）は第一種木材関連事業者（原木市場）に対して、原材料情報の証明書の提出が義務化されます。

つきましては、原木納入時には必ず「運搬開始届」にご記入の上、伐採及び造林の届出書（適合通知書）、保安林伐採許可書、立木伐採許可書（契約書）等の写しと一緒にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※合法木材認定事業者様につきましても、上記書類の提出は必要となりますのでご留意ください。

ご提出いただけない場合、「合法性の確認ができない木材」という扱いになり、販売が出来なくなります。

お手数をおかけしまして申し訳ございませんが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

岩手県森林組合連合会 宛

岩手県森林組合連合会 運搬開始届

下記のとおり、運搬（搬入）を開始いたしますので届け出します。

出荷者名			
運搬予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
出材場所	県	市町村	現場名（山林名）
出荷樹種	スギ ・ カラマツ ・ アカマツ ・ 広葉樹 ・ ()		
種類	用材 ・ 細材 ・ ()	出材予定量	m ³
インボイス	適格事業者 ・ 適格事業者以外 ・ 森林組合買取山		
運搬者	自車 ・ 運送業者 ()		
納入工場等	<input type="checkbox"/> 共販所 盛岡 ・ 一関 ・ 東磐 ・ 陸前高田 ・ 遠野 宮古 ・ 久慈 ・ 二戸 ・ 浄安 ・ ()		
	<input type="checkbox"/> 直送 合板工場 () 製材工場 () その他 ()		
備考 (精算書に載せたい 名前等)	記入がない場合は森林所在地又は山土場名で表示されます		

- (注) ①本開始届は、搬入開始前に必ず提出してください。
②適合通知書(写)等を添付して下さい。
③この届け出は、出材場所が変わる毎に提出して下さい。
④該当欄に記入または該当事項を○で囲んでください。

岩手県森林組合連合会
盛岡木材センター
TEL 019-697-7415
FAX 019-697-7417